

一般社団法人日本学生ソフトテニス連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本学生ソフトテニス連盟と称し、英語では、JAPAN STUDENT SOFT TENNIS ASSOCIATION (略称:JSSTA) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本邦の大学ソフトテニス競技団体を統轄し、ソフトテニスの競技力向上及び普及を図ることにより、学生の心身の健全な発達と豊かな大学スポーツ文化の振興及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの普及及び振興に関する事業
- (2) 学生ソフトテニス大会の開催に関する事業
- (3) 加盟団体が主催する大会の支援に関する事業
- (4) 国際的なソフトテニス大会への参加及び協力に関する事業
- (5) 指導者及び審判員の育成のための講習会、研修会の開催に関する事業
- (6) ソフトテニスに関する調査研究に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 東日本地域及び西日本地域(以下「東西地域」という。)並びに北海道地区、東北地区、北信越地区、関東地区、東海地区、関西地区、中国地区、四国地区及

び九州地区（以下個別に「各地区」という。）における大学ソフトテニス競技団体をそれぞれ統轄する学生団体のうち、学生に対するソフトテニスの普及及び振興を行い、この法人の目的に賛同する学生団体は、この法人の理事会の決議を経て、加盟団体となることができる。

2 加盟団体は、東西地域及び各地区に1つとする。

3 加盟団体は、この法人に対して、当該加盟団体を代表する者1名を定め、代表理事に届け出なければならない。

第4章 会員

（会員の種別）

第6条 この法人に次の会員を置く。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した加盟団体を代表する者及び加盟団体から推薦された学生

（2）普通会員 この法人の目的に賛同して入会した加盟団体に属する大学ソフトテニス競技団体及び当該団体に所属する個人

（3）賛助会員 この法人の事業に協力又は支援するために入会した個人又は団体

2 設立時社員のほか、前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 普通会員及び賛助会員の入会に関しては、理事会が別に定めるところによる。

（経費の負担）

第8条 正会員及び普通会員は、この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 当該会員を除くすべての社員が同意したとき。
- (4) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 加盟団体から推薦され正会員となった学生が、学生としての地位を喪失したとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当したときは、本条第 4 項に定める決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) この法人の定款又は規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき。
- (3) この法人又はこの法人の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。
- (4) その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 定款その他の規程により会員に与えられた権利の停止
- (3) 除名

3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第 3 号に定める方法による場合は、当該会員に対し、社員総会の 2 週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

- 4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法による場合は理事会の決議により、また、同項第3号に定める方法による場合は理事会の決議を経た上、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、これを決する。
- 5 前項により懲戒が決議されたときは、代表理事は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。
- 6 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第5章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 入会の基準及び会費等の金額
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 16 条第 3 項の通知に記載又は記録された社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(社員総会の種類及び開催)

第 15 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総社員の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が代表理事にあったとき。

(社員総会の招集及び議長)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号の請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しななければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日から 1 週間前までに通知を発しななければならない。

4 代表理事に事故があるときは、業務執行理事が、理事会が予め決定した順序によって社員総会を招集する。

(社員総会の定足数)

第 17 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(社員総会の決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の場合における前三条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち6名以内を、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と政令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、専務理事は1名、常務理事は5名以内とする。

5 理事会は、その決議によって、理事から副会長を選定することができる。ただし、副会長は4名以内とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長に就任した業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 前項以外の業務執行理事は、代表理事及び副会長に就任した業務執行理事を補助し、この法人の業務を執行する。また、代表理事及び副会長に就任した業務執行理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 前二項の他、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 必要に応じて理事及び使用人に対して事業の報告を求めること。
- (4) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期又は他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 役員は、第23条第1項に定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長等)

第 30 条 この法人に、名誉会長、顧問、相談役（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、この法人の重要な業務につき会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 名誉会長等の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事等の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第33条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事又は監事から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が代表理事にあったとき。

(理事会の招集及び議長)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しななければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しななければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が、理事会が予め決定した順序によって理事会を招集する。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって

行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを
変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、
備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が
次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を
受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会に
提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承
認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、
定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の不分配)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長の選任及び解任については、理事会の決議を要する。その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局の職員（事務局長を除く）には、理事会において定めた報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

附 則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 佐野 寛

設立時理事 横江 忠志

設立時理事 千葉 篤
設立時理事 清水 諭
設立時理事 櫻井 智明
設立時理事 島田國三郎
設立時理事 久保 光司
設立時理事 小峯 秋二
設立時理事 今野 優子
設立時理事 吉川 愛
設立時理事 小山 哲
設立時理事 岩脇 真二
設立時理事 原口 増美
設立時代表理事 佐野 寛
設立時監事 山形 厚夫
設立時監事 倉地 進治

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 清水 諭
茨城県つくば市千現2丁目11番地22

設立時社員 櫻井 智明
埼玉県川口市大字西新井宿342番地の4

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本学生ソフトテニス連盟設立のため、設立時社員の定款作成代理人である弁護士北村直之は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年2月27日

設立時社員 清水 諭

設立時社員 櫻井 智明

上記設立時社員の定款作成代理人 弁護士 北村 直之